

## 障害者差別禁止法

偏見と差別の苦渋の歴史・生活を余儀なくされてきた精神障害者と家族  
今立ち上がる時！

11月5日(月)締め切りの差別禁止法制定に向けたパブリックコメントに私たち一人ひとりの声を届けましょう。

### — 以下は内閣府のホームページから抜き出したものです —

キーワードは「障害者」「障害者政策委員会」「差別禁止部会」

#### ★参考資料

■「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/bukai\\_iken1-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf)

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/bukai\\_iken1-2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-2.pdf)

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/bukai\\_iken1-3.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-3.pdf)

■「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見【概要】

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/bukai\\_iken\\_gaiyo.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken_gaiyo.pdf)

★意見提出は、郵送か FAX または送信用フォームで

★意見提出先： 内閣府障害者施策担当 あて

[インターネット上の意見募集フォーム] (締切日必着)

送信用フォームは → <https://form.cao.go.jp/shougai/opinion-0008.html>

[郵送] 〒100-8970 千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 (締切日当日消印有効)

[FAX] 03-3581-1495 (締切日必着)

#### ★注意事項

○提出いただく意見は日本語に限ります。

○記入事項

■タイトル：障害を理由とする差別を禁止する法制に関する意見

■氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）

■意見（理由も含め1, 000文字以内）

■年齢

■性別

■所属等

○郵送の場合、封筒表面に「障害を理由とする差別を禁止する法制に関する意見」と赤い文字で書いてください。（朱書きしてください）。

○御意見に対し、個別の回答は行いません。

○御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

